



# 条例改正や決算認定など

## 9月定例町議会

# 8議案を可決

9月16日から22日までを会期として開かれた9月議会定例会では、条例の一部改正や予算の補正、決算の認定など8議案が審議されましたが、いずれも原案どおり可決承認されました。(一般質問は来月号に掲載します)

算の結果、不足分の追加交付あるいは過払い分を返還することとなりましたので、関係費目を調整し、前年度繰越金を財源として、354万8千円を追加しました。

▼平成5年度の決算認定  
平成5年度の一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計はいずれも健全財政として認定されました。

▼横芝町国民健康保険条例の一部改正  
国民健康保険法の一部改正に伴い、助産費の名称が出産育児一時金に変わり、支給額が24万円から30万円に引き上げられました。また、末期ガン患者や難病患者などが、在宅で医療を受けた場合の医療費負担を定めるなど、関係する規定の整備を行いました。

▼町道路線の認定  
東町地区の分譲地内から町道に接続する私道について、地権者から寄付行為があったため、新たに町道として認定しました。

▼平成6年度横芝町一般会計補正予算算定  
地方交付税や国庫支出金、県支出金等を財源として1億7407万1千円が追加され、東陽病院組合負担金や身体障害者療護施設建設費補助金、道路排水整備工事費等に充てられました。予算総額は、53億3159万7千円となりました。



21世紀に向けてのまちづくりに昨年使われたお金は51億7090万8千円

▼平成6年度横芝町老人保健特別会計補正予算算定  
昨年度に概算交付された支払基金交付金、国庫支出金等が精